

高知市社会福祉協議会 発展・強化計画

(平成26年度～平成30年度)

「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします」

平成26年3月

高知市社会福祉協議会

ごあいさつ

「今あなたは、山のどの部分を登っていますか」「あなたは、どこを目指して登っていますか」この問い合わせに対してどれだけの職員が明確に答えられるでしょうか。市町村社協の使命である『地域福祉の推進』という、大きな山に立ち向かったとき、自分が何を登っているのか、誰と共に登っているのか、仲間はいるのか。高知市社協は今まで、組織としての理念・方針を持たずに、従って組織としての展望も不明確なまま、それらを職員一人ひとりの考え方や思いに任せていたのではないでしょうか。それゆえ個々の職員が苦しんできたのではないでしょうか。

今、私たちを取り巻く社会は、これまでにない転換期を迎えています。地域の中で、その人らしい暮らしをしたいという、ささやかな願いが叶わないでいる方も少なくありません。私たち市町村社協は何のために存在しているのか。担うべき使命は何なのかを、もう一度原点に立ち返って見つめ直す必要があります。そうすることによってのみ市町村社協に課せられた使命が明らかとなり、それを達成するためには、決して個々の考え方や思いだけで立ち向かえるものではないことが解ってきます。そのためには、高知市社協が行っているすべての事業を今一度捉え直し、その作業を通して職員の意識が一つになる必要があると考えました。

こうした考え方に基づき、平成23年4月1日、高知市社協は、「経営のあり方検討委員会」を発足させ、約2か年にわたる歳月を費やし、この度、「高知市社会福祉協議会 発展・強化計画」を策定いたしました。この計画は、各事業やセンターごとで目標を立てるのではなく、4つの部門（法人運営部門・地域福祉活動推進部門・福祉サービス利用支援部門・在宅福祉サービス部門）が所属を越えて高知市社協のあるべき理念の実現に向かおうとするものであり、職員が『地域福祉の推進』という山を一人で登るのではなく、すべての職員が所属する部署での役割を果たしつつ、相互理解のもと掲げられた理念の実現に向かうための道標になるものであります。

高知市社協は、今後、本計画の実践を通じて、目的を同じくするすべての組織・団体、個人の皆様との協働のもとに「オール社協」で発展し続けなければならないと考えています。なにとぞ皆様のご支援ご協力いただけますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたってご協力ご支援をいただきました、高知県社会福祉協議会をはじめ、関係機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成26年3月

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会
会長 吉岡 謙一

目 次

I. 発展・強化計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 実施期間	3
4. 計画策定体制	4

II. 目指すべき方向性

1. 理念、業務方針、職員信条	5
2. 発展・強化に向けての重点目標	6
3. 重点目標にもとづく各部門の長期目標	7

III. 発展・強化に向けた各部門の具体的な方策

1. 法人運営部門	9
2. 地域福祉活動推進部門（ボランティア・福祉教育推進部門）	13
3. 福祉サービス利用支援部門	16
4. 在宅福祉サービス部門	19

IV. 計画進行管理

1. 点検・評価体制	23
------------	----

(資料)

1. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会要綱	24
2. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会名簿	26
3. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会活動経過	27

I. 発展・強化計画の概要

1. 計画策定の趣旨

この計画は、高知市社会福祉協議会（以下、本会）が地域福祉を推進するうえで、目指すべき将来像や果たすべき役割を明確にし、目的達成のための具体的な取り組み、組織体制等を確立し、継続的に発展し、組織力を強化するために策定するものです。

少子高齢化の進展、核家族化、深刻な経済状況、地域の相互扶助機能の弱体化、地域住民相互の社会的つながりの希薄化、家族機能の変化等によって、孤独死や引きこもり、経済的困窮問題、虐待や悪徳商法など権利擁護問題、買物難民・介護難民などの今日的な福祉課題が生じています。

このような社会情勢の中、地域福祉を充実するためには自助、共助、公助に基づく総合的な取り組みが必要とされ、中でも共助としての住民の福祉参加に基づく助け合い、支え合い活動への期待が高まっています。

市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協）は、住民主体を原則とした地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられておりますが、複雑多岐化する諸問題に対処するため、本会の推進体制の整備や活動全般にわたる目標を示す「高知市社会福祉協議会 発展・強化計画」を策定いたしました。

本計画は、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間として、今後本会において取り組んでまいりますが、これを推進するためには行政をはじめ、関係組織と諸団体、そして多くの市民の皆様のご理解とご支援が必須と考えております。

「社協発展・強化計画」とは

- ・「社協発展・強化計画」は3年～5年程度を期間とする中期計画であり、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現に向けた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを示したものである。

「社協発展・強化計画」の意義

- ・社協発展・強化計画として、既存事業の見直しや新しい分野の事業展開を図ると同時に、その策定過程を通じて、組織そのものを変革し、役職員の意識改革に迫るとともに、社協の存在意義を社会にアピールし、地域住民や自治体等に対して説明責任を果たすものである。また、この策定プロセスに職員が参画することを通じ、人材育成につなげるものである。
- ・社協発展・強化計画は3年～5年という期間における経営ビジョン（その時点で到達すべき社協像）を考え、そのための経営戦略（その姿に到達するための道筋）を作成するもので、それは年度計画によって施策（戦術）を具体化させることになる。

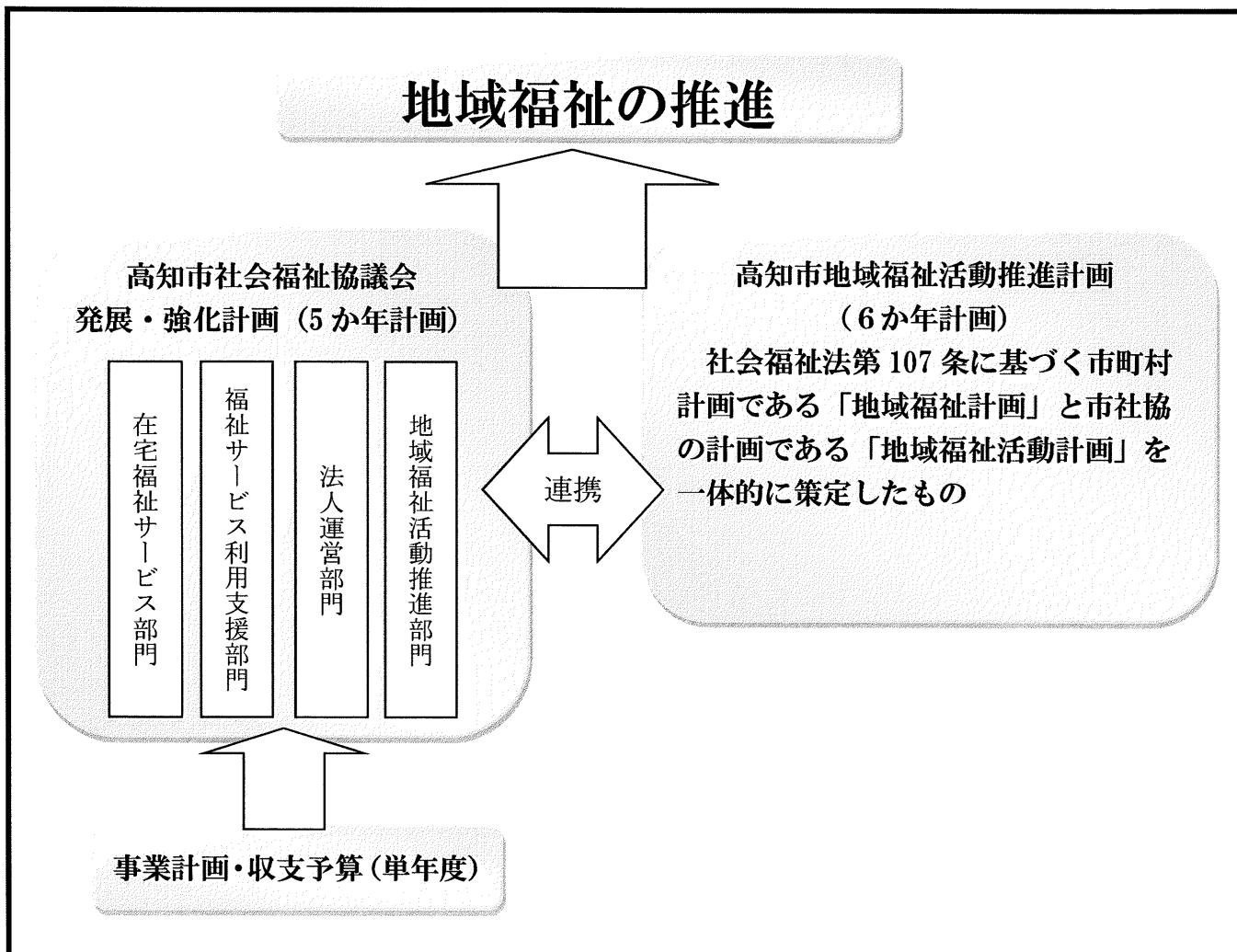
全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
「市区町村社協発展・強化計画」策定の手引き 拠点

2. 計画の位置づけ

平成 25 年 3 月に策定された高知市地域福祉活動推進計画は社会福祉法第 107 条に基づく市町村計画である「地域福祉計画」と市町村社協の計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域福祉を推進する計画として策定されたものです。

本計画は、その策定過程を通して、職員の意識改革を行うことを目的とし、地域福祉の推進を図る団体として、「高知市地域福祉活動推進計画」との連携を図りながら、理念や目標を明確にします。

イメージ図

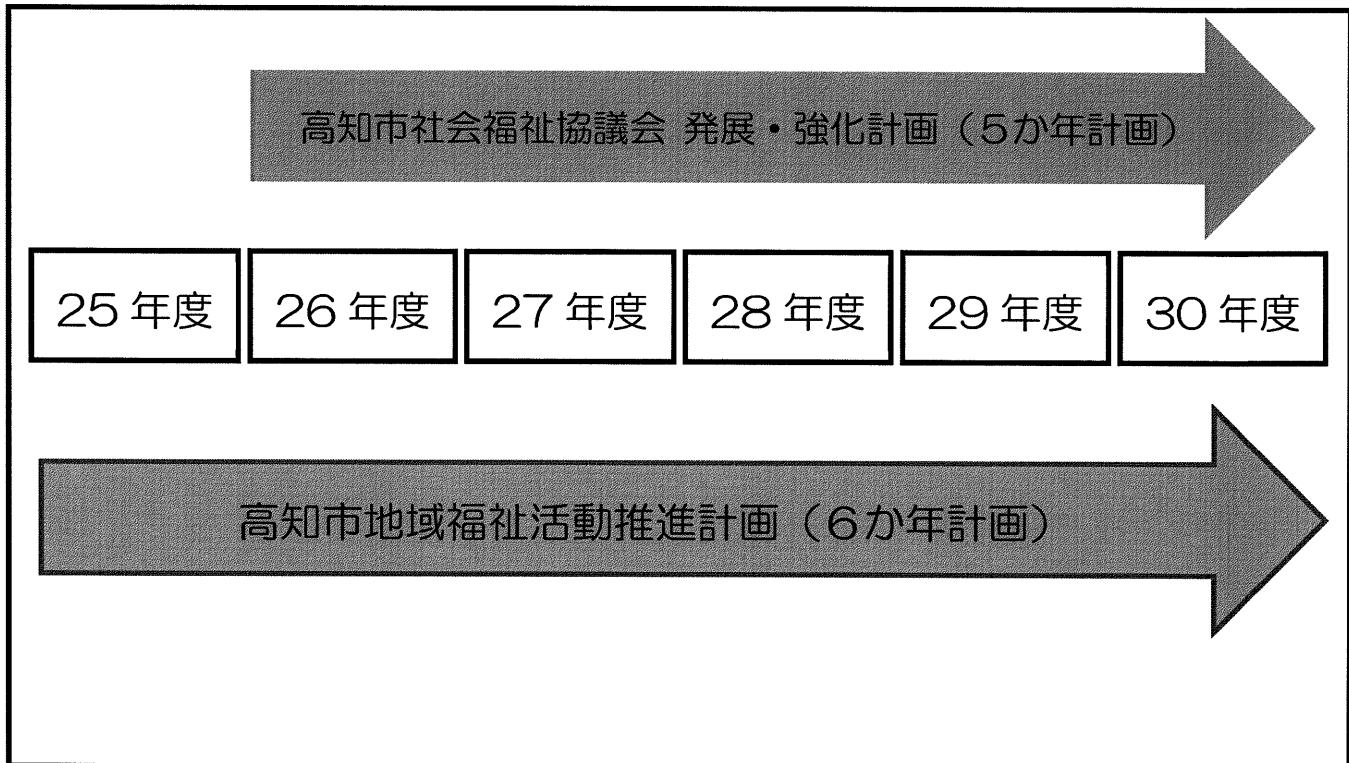


3. 実施期間

本計画は、組織としての理念や目標を明確にし、その実現に向けた組織づくりを具体的に明示するものです。また社会情勢等に対応するため、中間年度として平成28年度に見直しを行います。

実施期間は、平成26年度から平成30年度の5か年計画として、最終年度は高知市地域福祉活動推進計画（平成25年度から30年度）との整合性を図るために同じ年度としています。

イメージ図



4. 計画策定体制

本計画は、各部署の職員 14 名で構成された経営のあり方検討委員会、所属長会及び地域福祉検討会議、理事会がそれぞれの役割をもって策定しました。

<経営のあり方検討委員会>

- ・現状、課題の把握、分析
- ・素案の作成
- ・原案の作成

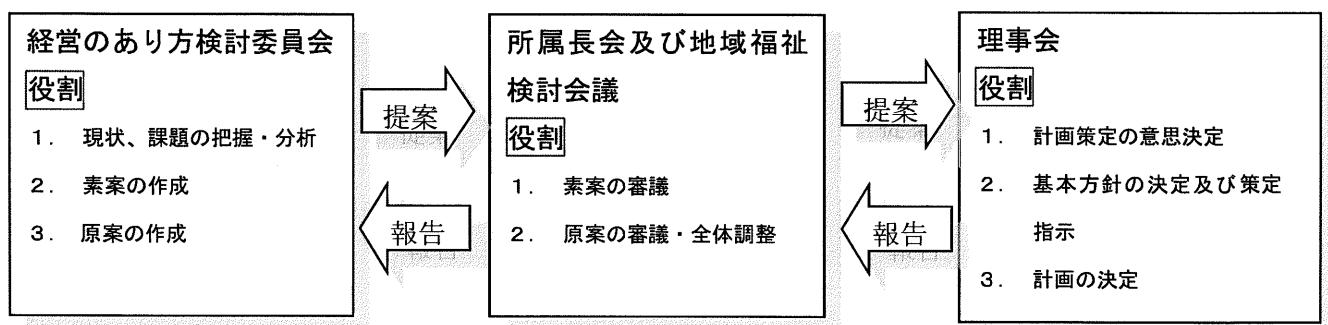
<所属長会及び地域福祉検討会議>

- ・素案の審議
- ・原案の審議、全体調整

<理事会>

- ・計画策定の意思決定
- ・基本方針の決定及び策定指示
- ・計画の決定

イメージ図



II. 目指すべき方向性

1. 理念, 業務方針, 職員信条

＜理 念＞

「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現をめざします」

＜業務方針＞

1. 常に地域の課題に向き合い, 早期発見・早期解決に努めます。
2. 常に住民主体を基本とし, 住民活動のサポート役に徹します。
3. 常に利用者に寄り添い, その方にあったサービスを提供します。
4. 常に時代の先を読み, 改革・発展し, 住民から必要とされる市社協になります。

＜職員信条＞

1. 住民から信頼され, 愛される職員になります。
1. 行政・関係機関から信頼され, 支え合える職員になります。
1. 住民や行政・関係機関から評価をいただけるような職員になります。
1. いただいた評価を素直に受けとめる職員になります。

2. 発展・強化に向けての重点目標

4つの重点目標に基づき、本会に求められる役割の実現と、その目標達成に向けて組織機能を強化します。

重点目標①

「安定した法人運営と地域から信頼される組織づくり」

地域に開かれた組織体制づくりに努め、公共性と民間性をあわせもつ団体として、地域から信頼される社会福祉法人として社会貢献に努めます。

重点目標②

「地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり」

住民一人ひとりが、主体的に地域福祉活動に参加することができるよう、住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくり、場づくり、担い手づくりに取り組みます。

重点目標③

「地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立」

関係機関との連携の下、住民が自らの意思に基づいた決定を尊重し、地域社会の中で自立した生活を営めるような支援に取り組みます。

重点目標④

「地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施」

各事業所のサービスの質向上や事業所の体制強化を図り、社協ネットワークを最大限活用しながら、一人ひとりのニーズに沿った支援に取り組みます。

3. 重点目標にもとづく各部門の長期目標

重点目標にもとづき「法人運営部門」「地域福祉活動推進部門」「福祉サービス利用支援部門」「在宅福祉サービス部門」に分け各部門別に長期目標に取り組みます。

【法人運営部門】

重点目標①

「安定した法人運営と地域から信頼される組織づくり」

長期目標1 「理事会・評議員会の活性化」

長期目標2 「安定した事業展開を図るための事業評価の実施」

長期目標3 「自主財源の確保と有効活用」

長期目標4 「職員の能力と意欲を活かす人材育成」

長期目標5 「有効な広報啓発活動の実施」

【地域福祉活動推進部門（ボランティア・福祉教育推進部門）】

重点目標②

「地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり」

長期目標1 「地域福祉活動推進のための体制基盤づくり」

長期目標2 「地域福祉活動を担う人材の確保と育成（福祉教育）」

長期目標3 「行政や関係機関・団体等との連携による地域福祉活動の展開」

長期目標4 「社協内ネットワークの構築」

【福祉サービス利用支援部門】

重点目標③

「地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立」

長期目標1 「総合相談機能をもった権利擁護センター（仮称）への転換」

長期目標2 「相談支援体制の充実」

長期目標3 「制度で救えない人々に対する新しい事業展開」

長期目標4 「制度の周知・理解の推進」

【在宅福祉サービス部門】

重点目標④

「地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施」

長期目標1 「社協ネットワークを最大限に活かした新しい事業展開」

長期目標2 「職員の資質向上と育成」

長期目標3 「経営安定に向けた取り組み」

長期目標4 「地域に開かれた事業所となる」

III. 発展・強化に向けた各部門の具体的な方策

「法人運営部門」「地域福祉活動推進部門」「福祉サービス利用支援部門」「在宅福祉サービス部門」の部門別に長期目標を達成するために具体的な方策に取り組みます。

1. 法人運営部門

重点目標①

「安定した法人運営と地域から信頼される組織づくり」

長期目標

- 1 「理事会・評議員会の活性化」
- 2 「安定した事業展開を図るための事業評価の実施」
- 3 「自主財源の確保と有効活用」
- 4 「職員の能力と意欲を活かす人材育成」
- 5 「有効な広報啓発活動の実施」

【長期目標 1】

「理事会・評議員会の活性化」

【現状と課題】

理事会、評議員会は、本会の業務を決定する重要な意思決定機関であり、財産状況や業務執行状況などの重要事項について審議する機関です。

理事、評議員については、本会が公共性の高い団体であることから、各方面の幅広い意見を反映するように、地区民生委員児童委員協議会（以下、地区民児協）や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）等の各種団体、学識経験者、行政職員等から選任されています。

しかし、就任している理事、評議員の方々の本会運営への参画意識に格差があることも否めません。そのため、本会運営への参画の意義や重要性の理解を働きかけ、意識の向上を図りつつ、参画しやすい環境づくりに努めることが重要です。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 主要事業や行事、研修会等への理事・評議員の関わる機会の提供	実施	⇒			
② 新任理事・評議員への勉強会システムの確立	検討	試行	実施	⇒	
③ 高知県社会福祉協議会や社会福祉法人施設等が行う、理事・評議員に対する研修の情報提供	実施	⇒			

【長期目標2】

「安定した事業展開を図るための事業評価の実施」

【現状と課題】

本会では介護保険事業等で、他事業の不足分の人件費やその他諸経費を補っています。安定した経営を図るためにには、法人内の各部署の予算執行状況や事業実施状況、その経過、そしてその課題を隨時把握できる体制が必要です。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 業務査定シートを作成し、各部署周知	検討・調査	試行	実施	⇒	

【長期目標3】

「自主財源の確保と有効活用」

【現状と課題】

本会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、公共性の高い事業を非営利で展開しています。このようなことから、人件費や事業費の多くが、高知市や高知県社会福祉協議会からの「公費」で賄われています。しかし、今日の社会情勢の変化や多様化する福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応して、地域から信頼される活動を展開していくためには、自主財源の確保が求められます。

また、現在まごころ銀行として預託していただいている寄付金は、名士チャリティ色紙展示即売会の収益金と合して障害者団体に助成し、一部をひとり親家庭等の支援に充てています。しかし、障害者団体への助成は十分に出来ている状況がある一方、ひとり親家庭等の支援は満足に出来ていない状況があります。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 特別賛助会員、賛助会員の加入率向上を図るため、新設法人や企業等に対して会員加入の呼びかけ	準備	実施	⇒		
② 広報誌にて、特別賛助会員の広告掲載を検討	検討・調査	試行・判断	⇒		
③ まごころ銀行の助成方法や助成先に関して見直しを検討	検討・調査	試行・判断	⇒		

【長期目標4】

「職員の能力と意欲を活かす人材育成」

【現状と課題】

職員自身の自己研鑽への支援、職員の学習機会の支援、適正な環境整備、人事制度が相互に連携することにより、相乗効果を発揮できる仕組みを構築します。研修にあたっては、職員の成長を支援するという共通の目的を達成するために、研修委員会を中心に検討を重ねていきます。

また、職業能力開発推進者を配置し、職員に人材育成の必要性を理解させ、職責別の職能要件や教育訓練体系、職業能力評価等を組込んだ「事業内職業能力開発計画」の策定を目指します。また、各職員にカウンセリングを行い、キャリアの方向性を考える支援をすることにより、法人全体の成長に繋げていきます。そして、個々の事業に不可欠である継続性・発展性のため、職員に理念を浸透させ、その上で、各職員が担当事業の採算性等を把握できるように支援します。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 職員の能力と意欲を活かす人材育成の視点に立ち、人材の確保、職員の配置管理、人事管理制度の整備を中心とした人事管理を検討	実施	⇒			
② 職業能力開発推進者を配置し、「事業内職業能力開発計画」を策定	実施	⇒			
③ 法人経営の観点から、事業ごとに公正な目標を設定した上で、権限と責任を各セクションへ移譲し、職員の会計管理意識の向上、定着を図る	試行	実施	⇒		

【長期目標5】

「有効な広報啓発活動の実施」

【現状と課題】

広報誌「社協だより」(年3回) や障害福祉啓発のための情報誌「ノーマライゼーション」(年2回) の発行、ホームページ運営を行っています。また、社会福祉大会、障害に対する理解のための「名士チャリティ色紙展示即売会」や「ふれあい体験学習」などの事業で啓発活動を実施しています。しかしながら、本会の取り組みに対する認知度は決して高いとは言えません。今後の広報活動のあり方については広報委員会が中心となり見直しをしていきます。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
①新たな広報手段の開拓	検討	実施	⇒		

2. 地域福祉活動推進部門(ボランティア・福祉教育推進部門)

重点目標②

「地域住民が安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり」

長期目標

- 1 「地域福祉活動推進のための体制基盤づくり」
- 2 「地域福祉活動を担う人材の確保と育成（福祉教育）」
- 3 「行政や関係機関・団体等との連携による地域福祉活動の展開」
- 4 「社協内ネットワークの構築」

【長期目標1】

「地域福祉活動推進のための体制基盤づくり」

【現状と課題】

高知市では、核家族化や一人暮らしの高齢者世帯の増加等により、地域住民同士のつながり、いわゆる「向こう三軒両隣」の意識が薄れています。そのため、サロンづくりや福祉委員などの新たな支えあいの仕組みづくりや場づくりが求められています。

高知市では地域福祉活動を行う基盤を地区社協としていますが組織体制が様々であるため、本会による支援体制の強化が必要です。また、事業が定着して安定的な事業展開を行っていますが、一方では内容の偏りも生じています。さらに活動の財源となる共同募金の収入が年々減少傾向にあり、財源の確保も課題となっています。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 地区社協、地区民児協への参加（定例会や総会、イベントへの参加）	実施	⇒			
② 地区社協連合会の定期的な開催	実施	⇒			
③ 地域支えあい会議の開催支援	準備	実施	⇒		
④ 共同募金の新たな展開	検討	実施	⇒		
⑤ 第2期地域福祉活動推進計画の策定	進行管理	中間報告	計画策定作業	⇒	

【長期目標2】

「地域福祉活動を担う人材の確保と育成（福祉教育）」

【現状と課題】

本会では、地域福祉活動を担う人材育成として、福祉委員制度の導入や、ボランティア養成講座、ふれあい体験学習事業、高校生施設ボランティア体験学習等を実施していますが、それぞれの部署、事業ごとで行われており、単発的な取り組みになっています。さらに受講修了者に対しての情報発信等のアプローチも不足しています。今後は、各講座の内容の見直しを含めた検討を行い、全体で企画運営し、より魅力のある事業を行うことにより、多くの参加者を増やすとともに、講座修了者を実践活動に結び付けるため、災害時も含めた助け合いや支え合いができる人材の確保と育成を行います。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① ボランティアセンターの円滑な運営体制の確立	検討	実施	⇒		
② 災害ボランティアセンター体制づくり	検討	実施	⇒		
③ ボランティア登録者への有効な情報発信	検討・実施	⇒			
④ 福祉委員制度の導入	実施	⇒			
⑤ 行政で実施している講座受講者（地域リーダー養成講座等）の人材バンク化	情報収集	検討・実施	⇒		
⑥ 学校、企業、団体等への体験型福祉教育の実施支援	実施	⇒			

【長期目標3】

「行政や関係機関・団体等との連携による地域福祉活動の展開」

【現状と課題】

住民にとって行政や市町村社協の考える「まちづくり」は同じものです。こちらの体制によって分けることは住民に混乱を生じさせます。高知市の関係各課と情報を共有しながら住民とともに地域福祉を進めていく必要があります。また人の生活を福祉の視点で捉え、社会福祉法人や医療法人、学校、NPO等のあらゆる組織と連携できる組織づくりが求められます。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 地域課題検討会へ定期的に参画	実施	⇒			
② 関係機関との連携（行政や関係機関が実施する会への参加）	実施	⇒			
③ 社会福祉法人や医療法人、学校、NPO等への情報発信と連携	実施	⇒			

【長期目標4】

「社協内ネットワークの構築」

【現状と課題】

社協の使命は「地域福祉の推進」です。この使命を達成するためには様々な方向から地域へアプローチする必要があります。本会の介護保険事業所や障害者事業等の職員と「地域福祉」に対する意識を共有し、住民の期待に応えられる組織づくりが求められます。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 地域福祉についての勉強会の実施（地域福祉検討会の定期的な開催）	実施	⇒			
② 地域包括ケアシステム構築へ向けた各部門との協働体制確立	検討・実施	⇒			
③ 地区担当者と地域福祉コーディネーターの情報共有	実施	⇒			

3. 福祉サービス利用支援部門

重点目標③

「地域住民が自立した生活を営むことができるための権利擁護体制の確立」

長期目標

- 1 「総合相談機能をもった権利擁護センター（仮称）への転換」
- 2 「相談支援体制の充実」
- 3 「制度で救えない人々に対する新しい事業展開」
- 4 「制度の周知・理解の推進」

【長期目標1】

「総合相談機能をもった権利擁護センター（仮称）への転換」

【現状と課題】

現在、本会が運営している成年後見サポートセンターは、判断能力が不十分な状態になっても地域で安心して暮らすための権利擁護に関する制度活用を基本とした相談窓口として機能しており、成年後見制度利用支援、日常生活自立支援事業を一体的に行ってています。しかしニーズが多く、制度活用に留まらない権利擁護に関する総合相談窓口としての機能を果たす事例が増えています。今後、総合的に相談を受ける体制として成年後見制度、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、障害者相談支援事業、さらには高知市生活支援相談センターを通して権利擁護に関する支援に対応できる権利擁護センター（仮称）への転換が必要です。

【具体策のスケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 成年後見サポートセンター機能の充実	検討	準備	試行	実施	⇒
② 障害者相談支援センターから基幹型相談支援センターへ転換	検討	実施	⇒		
③ 生活困窮者支援体制の充実	検討	試行	実施	⇒	
④ 権利擁護センター（仮称）への統合			準備	試行	実施

【長期目標2】

「相談支援体制の充実」

【現状と課題】

現在、本会が実施している日常生活自立支援事業、成年後見サポートセンター事業、生活福祉資金貸付事業、障害者相談支援事業は利用者が自らの意思に基づいた自己決定の下で、地域社会の中で自立した生活を営むためものです。それらの窓口を通して様々な相談が寄せられており、相談を受けた職員がその内容を判断し、自ら対応するか、適当と思われる部署や機関へつなげるといった対応を行っているため、相談業務は関わる職員の高い専門性が求められます。

また、社会情勢の変化にともない生活福祉資金や成年後見制度、日常生活自立支援事業の相談件数が増加し、担当ケースが増え相談員が抱える件数が多く負担がかかっているため事務の簡素化も急務となっています。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 事務効率の向上ためのマニュアル作成（役割分担の明確化）	作成	実施	⇒		
② 職員のスキルアップ（県社協等が開催する研修会へ積極的に参加する）	実施	⇒			
③ 地域包括ケアシステム構築へ向けた各部門との協働体制確立（再掲）	検討・実施	⇒			

【長期目標3】

「制度で救えない人々に対する新しい事業展開」

【現状と課題】

本会が実施している日常生活自立支援事業、成年後見制度等の既存の制度は判断能力が不十分になった方に対しての支援の制度であり、入院等による一時的な金銭管理支援の公的な制度はありません。また、生活福祉資金貸付制度も制度の枠内での判断となり制度の隙間で苦しんでいる方も少なくありません。制度で救えない人々に対する新しいサービスや事業を展開する必要があります。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 書類保管サービスの創設	情報収集	検討	実施	⇒	
② 日常生活自立支援事業の対象とならない人たちに対応する新サービスの創設	情報収集	⇒	検討	実施	⇒
③ 生活福祉資金貸付制度で救えない人々へ対する新しい事業の創設	検討	試行	実施	⇒	

【長期目標4】

「制度の周知・理解の推進」

【現状と課題】

本会が実施している日常生活自立支援事業、成年後見サポートセンター事業、生活福祉資金貸付事業、障害者相談支援事業は利用者が自らの意思に基づいた自己決定の下で、地域社会の中で自立した生活を営むためものです。しかしながら広く住民に周知されているとは言えません。地域には情報の壁（制度を知らない）があるゆえに苦しんでいる方も少なくないと考えます。そのためには、地域住民はもちろんのこと関係機関等へ積極的な広報や研修会を行うことが必要です。

【具体策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 制度に関する講座・研修会の開催	実施	⇒			

4. 在宅福祉サービス部門

重点目標④

「地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるサービスの実施」

長期目標

- 1 「社協ネットワークを最大限に活かした新しい事業展開」
- 2 「職員の資質向上と育成」
- 3 「経営安定に向けた取り組み」
- 4 「地域に開かれた事業所となる」

【長期目標1】

「社協ネットワークを最大限に活用した新しい事業展開」

【現状と課題】

利用者・家族の高齢化や障害により、また利用者が生活の質を求めるこことにより制度やサービスでは支えきれない利用者や制度を利用できない方が増えています。市町村社協の事業所としては本会へ依頼すれば何とかしてもらえるような事業所、他の事業所が受け入れにくい複合的な課題を抱えた方を受け入れができる事業所になる必要があります。そのためには、従来から継続的に連携してきた地域の関係機関に加え、本会の地域福祉推進部門や福祉サービス利用支援部門などともさらに連携を深めながら、社協ネットワークを最大限に活かし、総合的に地域住民の困りごとに対応できる事業展開を図ることが求められます。

【具体的な方策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 本会独自の事業展開の検討体制確立	実施	⇒			
② 地域包括ケアシステム構築へ向けた各部門との協働体制確立（再掲）	検討・ 実施	⇒			

【長期目標2】

「職員の資質向上と育成」

【現状と課題】

利用者へのサービスの資質向上を図るために職員研修等を行い、より専門性が高い人材育成が必要です。しかしながら定期定例業務に終始している傾向が強く、専門職に求められる幅広い対応姿勢への転換を図る必要があります。また、職員の年齢構成のバランスに課題が見られ、今後は計画的な職員採用や人材育成を念頭においていた職員配置、新任者研修計画等に関するしくみづくりが求められます。

【具体的な方策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 新任者研修を実施	計画 作成	実施	⇒		
② 外部研修への参加と積極的な情報収集	実施	⇒			
③ 社協内の介護保険事業所等が集まり事例検討会の開催	準備	実施	⇒		
④ 各事業所内による研修会の開催（ヒヤリ ハット、感染症、事例検討等）	実施	⇒			
⑤ 社協内事業所による共通研修会の開催 (介護技術、救急救命等)	実施	⇒			
⑥ 計画的な人員配置の仕組みづくり	実施	⇒			

【長期目標 3】

「経営安定に向けた取り組み」

【現状と課題】

今後の介護保険制度等の動向を考えると、要支援者の利用可能な現在のサービスの一部は、介護保険制度の枠組みから外れることになっています。事業所として経営の安定化を鑑み、各事業所の特性を活かしながら利用者確保に向けた取り組みが必要となります。また、運営基準を満たすための人員配置や適切な文書管理等による法令遵守の徹底など、適正な運営が求められます。

【具体的な方策・スケジュール】

項目	26	27	28	29	30
① 利用者確保に向けた広報活動の強化	実施	⇒			
② 法令遵守に即した各事業所の相互点検	実施	⇒			
③ 経営協議の開催	準備	検討	実施	⇒	

【長期目標4】

「地域に開かれた事業所となる」

【現状と課題】

本会の介護保険事業所や障害福祉サービス事業所等は社会福祉法人として、また市町村社協の基礎的事業として地域から信頼され支えられる事業所となることが必要です。また、地域福祉推進部門や福祉サービス利用支援部門で確認された、多くの課題を抱えた方々へのアプローチの場、世代間交流ができる場、災害時の避難対応等、市町村社協だからこそできる、工夫を凝らした先進的な事業展開が求められています。

しかしながら、地域性や立地条件等により、必ずしも地域住民が気軽に立ち寄れる事業所となっていない場合や、地域住民や地区組織とのつながりが少ない事業所もあります。これらの課題解決のための取り組みにより、地域住民を支え、支えられる関係を形成していきます。

【具体的な方策・スケジュール】

項目		26	27	28	29	30
① 地区民児協、地区社協、町内会等への積極的な参加	実施	⇒				
② 地域住民が参加できるイベント等の開催	調査・準備	実施	⇒			
③ 地域住民のボランティア募集・受け入れ	実施	⇒				
④ 通所事業所の多機能化	調査	準備	試行	実施	⇒	

IV. 計画進行管理

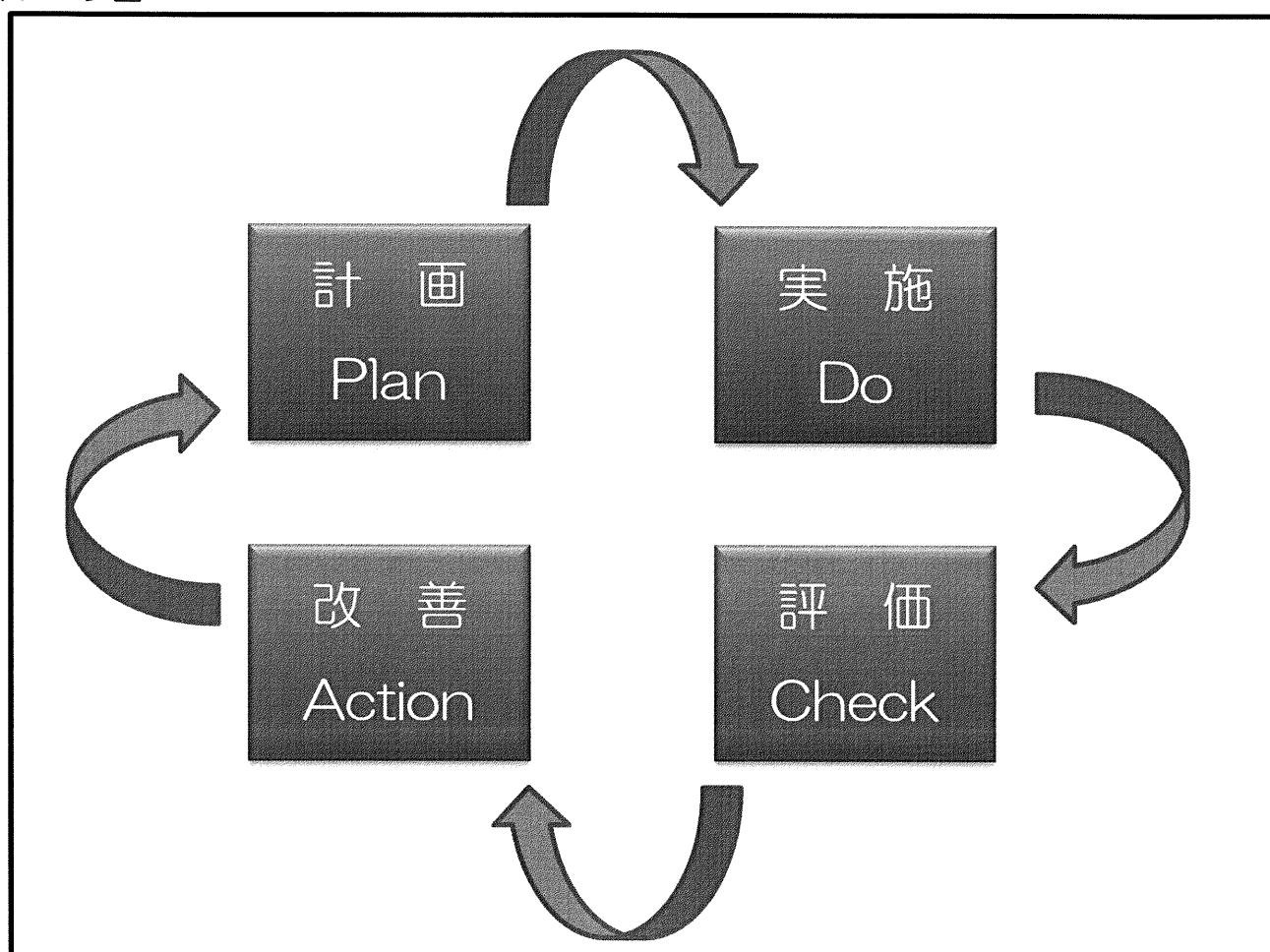
1. 点検・評価体制

点検・評価体制については、経営のあり方検討委員会が中心となり、PDCAサイクル（計画⇒実施⇒評価⇒改善）を導入し、適切に管理し、事業評価を行います。

平成28年度を本計画の中間年として、中間評価を行います。平成26年～27年度の取り組みを振り返り、進捗状況の確認、成果と課題の分析、今後の対策をまとめ次期計画の充実を図ります。

なお、高知市の施策状況や社会情勢の変化、法令等の改正などを踏まえて、計画期間内で計画の見直しや変更を行います。

イメージ図



(資料)

1. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 高知市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）経営のあり方を検討するため、高知市社会福祉協議会経営のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討を行うものとする。

- (1) 市社協の任務、役割及び将来のあり方に関する事項
- (2) 市社協の地域福祉活動のあり方に関する事項
- (3) 市社協の地域福祉活動に関する計画のあり方に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認めるときは、会長に建言することができるものとする。

3 会長は、前項の規定による建言を尊重するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、会長が任命する委員 14 人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は会長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(資料提供その他の協力等)

第7条 委員会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部署その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか,委員会の運営に関し必要な事項は,委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は,平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行日以後最初に開催される委員会の会議は,第 6 条の規定にかかわらず,会長が招集するものとする。

(旧要綱の廃止等)

3 高知市社会福祉協議会「経営改革検討委員会」の設置について（平成 17 年 11 月 22 日付け。次項において「旧要綱」という。）は,廃止する。

4 この要綱の施行日の前日において旧要綱による委員である者の任期は,施行日に満了したものとみなす。

附 則 [第 1 次改正 平成 25 年 6 月 6 日]

(施行期日)

1 この要綱は,平成 25 年 6 月 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後直近の日に任命された委員の任期は, 高知市社会福祉協議会経営のあり方検討委員会要綱第 5 条の規定にかかわらず, 平成 26 年 3 月 31 日に満了するものとする。

2. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会名簿

	氏名	所属
1	宮本 修身	事務局次長
2	須藤 千代子	総務課
3	田中 恒平	総務課
4	竹島 直孝（委員長）	地域福祉課
5	入木 涼子（副委員長）	地域福祉課
6	山根 律	地域福祉課
7	千頭 哲	在宅支援課
8	村上 みさ代	在宅支援課・ふれあい
9	森 啓寛	障害者福祉センター
10	濱田 悅子	南部健康福祉センター
11	公文 瑞枝	土佐山健康福祉センター
12	嵐 幸美	土佐山健康福祉センター
13	高橋 幸子	春野あじさい会館
14	東 晃子	春野あじさい会館

3. 高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会活動経過

＜委員会開催＞23回

	日 時	開催場所	参加人数
辞令発令式	平成24年5月18日 17時30分～18時00分	保健福祉センター	13名
第1回	平成24年6月21日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	13名
第2回	平成24年7月18日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	11名
第3回	平成24年8月22日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	12名
第4回	平成24年9月26日 13時30分～15時00分	春野あじさい会館	12名
第5回	平成24年10月26日 13時30分～15時00分	土佐山センター	12名
第6回	平成24年12月5日 13時30分～15時00分	南部障害者福祉センター	11名
第7回	平成24年12月25日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	11名
第8回	平成25年1月23日 13時30分～15時00分	障害者福祉センター	12名
第9回	平成25年2月12日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	12名
第10回	平成25年3月19日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	10名
第11回	平成25年4月12日 10時00分～12時00分	保健福祉センター	11名
第12回	平成25年5月22日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	10名
第13回	平成25年6月20日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	11名
第14回	平成25年7月19日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	14名
第15回	平成25年8月22日 13時30分～15時30分	保健福祉センター	12名
第16回	平成25年9月18日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	13名
第17回	平成25年10月25日 16時00分～17時30分	保健福祉センター	12名
第18回	平成25年11月27日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	13名
第19回	平成25年12月18日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	8名
第20回	平成26年1月22日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	13名
第21回	平成26年2月3日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	13名
第22回	平成26年2月13日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	12名
第23回	平成26年2月20日 13時30分～15時00分	保健福祉センター	6名

＜視察研修の実施＞

目的：経営のあり方検討委員会が他の市町村社協の発展・強化計画の策定方法等を学び、本計画策定の参考とするため

①Aグループ 7名

日程：平成24年11月19日～21日（2泊3日）

視察先：長野市社会福祉協議会、日光市社会福祉協議会、川越市社会福祉協議会

②Bグループ 6名

日程：平成24年11月7日～9日（2泊3日）

視察先：西宮市社会福祉協議会、姫路市社会福祉協議会、松江市社会福祉協議会

＜視察報告会の実施＞

目的：全職員に対して本計画の周知を図るため

日 時：平成25年2月19日（火）18時15分～20時15分

場 所：高知市保健福祉センター3階 大ホール

対象者：全職員

参加人数：70名

＜あり方検討委員会 各部署 現状把握・分析日程表＞

目的：各部署の現状や課題を把握・分析し本計画へ反映させるため（ワークショップ方式）

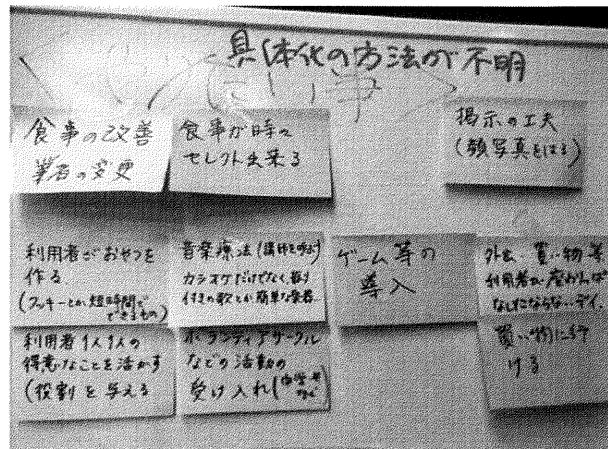
参加者：各部署職員（正職、契約、臨時、パート職員）

開催回数：10回

	日時	部署	参加人数
第1回	平成25年6月11日 16時00分～17時30分	居宅介護支援事業所 (塩田町・土佐山・春野)	7名
第2回	平成25年6月18日 17時30分～18時30分	通所介護事業所（ふれあい）	12名
第3回	平成25年6月21日 17時00分～18時30分	訪問介護事業所（塩田）	11名
第4回	平成25年6月26日 17時00分～18時30分	南部障害者福祉センター	12名
第5回	平成25年7月16日 18時00分～18時30分	通所介護事業所（春野）	13名
第6回	平成25年7月19日 17時00分～18時30分	通所介護事業所、いきがいディ、 外出支援（土佐山）	12名
第7回	平成25年8月9日 16時00分～18時30分	地域福祉課（自立支援グループ）	10名
第8回	平成25年8月19日 17時00分～18時30分	総務課	9名
第9回	平成25年8月22日 16時30分～17時30分	障害者福祉センター (きずな、相談支援、社会参加)	11名
第10回	平成25年8月30日 16時00分～17時30分	地域福祉課 (地域福祉グループ)	11名

※この会以外にも継続して各部署の話し合いを開催

＜現状把握・分析のワークショップの様子＞



＜ありけんだよりの発行＞

目的：経営のあり方検討委員会の活動を全職員に周知するため

配布先：全職員

発行回数：3回（平成24年8月13日、平成25年1月30日、平成25年7月3日）

ありけんだよりNo.1

ありけんだより

くわぐる
市議会議員
村上みち代
ディレクター
平成 25 年 1 月 30 日発行

[高知市社会福祉協議会 様當つきありけん員会員だよ]

もちらは、経営のあり方検討委員会では、会長の要請を受けて、平成 4 月より、毎月 1 回話し合っています。この「ありけんだより」(あらかじめお読みください)は、この委員会が何をするのか、何をしているのか、などを高知市社会福祉のすべての職員に発信するためのものです。

<職員研修会を開催します！！>

日時：平成 25 年 2 月 19 日(火)

18 時 15 分～20 時 15 分

場所：保健福祉センター 1 階

懇親会：庄や(予算 3,500 円)20 時 30 分から

あり方検討委員会では、昨年 11 月に先進地取話をされました。大変遅くなりましたが、私たちが他の市社会を見て、感じたことを報告させていただきます。また、昨年社会協から発表されました「今後の市社会協の在り方」ととも「社協・生涯支援活動強化方針」についての説明・報告をしてまいります。社協の一員としておとなびてましょ～！

A グループ 松江市社会協議会の様子

A グループ

(県議、千葉、菅、公文、福、高橋
(達)、森、竹島)
視聴室：高野市社協(高野屋)
日光市社協(新木屋)

日 程：11 月 19 日から 21 日
(2泊3日)

B グループ 松江市社会協議会の様子

B グループ

(中西次郎、田中、山根、東、村上
入木)
視聴室：高西市社協(丸原屋)
飯詠市社協(舟原屋)
松江市社協(島柳屋)

日 程：11 月 7 日から 9 日
(2泊3日)

ありけんだよりNo.2

ありけんだより

くわやまぐ
市議会議員
吉野昌也
村上みさき
黛川れいじ
平成25年7月3日発行

(高知市社会福祉協議会 経営のあり方検討委員会など)

私たちは、経営のあり方検討委員会では、会長の要職を受け、毎年4月より、毎月1回話し合っています。この「ありけんだより」(ありけんだより検討委員会のよう)は、この委員会が何をするのか、何をしているのか、などを高知市住民のすべての職場に発信するためのものです。

4月下旬から皆さんにご願いしていました、調査アンケートにてご協力いただき、前にありがとうございました。アンケートの統計結果が出来ましたので、ご報告します。

全職員 192人対象 アンケート回収枚数 136 枚 回収率 71.8% (未記入含む)

Q1 市町会をイメージする色は海色ですか?

- ★ 色 21人 高知県の空や海のイメージ、美やかなイメージ、等
- 水 色 19人 青空感、爽やかさイメージ、社会の透明感の色、等
- 空 色 4人 青空のような空を切り立ったイメージ、爽やかなイメージ
- 緑 色 13人 地域や自然を強く、地域に寄り添う、優しくして力強い色、等
- 若葉色 6人 石畳、緑の下の力持ら、初夏の若葉の色、等
- 白 色 13人 明るく新しい、温かい、ヘルパーのエプロン、きれいなシャツ、等
- ナチュラル 9人 穏やか、福寿のイメージ、田舎の色、等
- △人 8人 幸福、明るい、音のようう温かいイメージ、目立つ色、等
- 10人 クリーンなイメージ、医療のイメージ、柔軟な色、等

その他、灰、紫、赤、茶、緑、ベージュ、虹色、玉虫色、などの意見もありました。

Q2. 自分が「社説委員である」と審議する時は、どんなとき?

【地域との繋がりの中で】 17人

- ・地域の人たち「相談にのって」と言われたとき・地域の人と接するとき
- ・地域に出ていて、地域の声を聞いたとき・地域住民の声を聞いていて・等

【業務の中での接觸たち】 15人

- ・一人でなく、誰と一緒に協力して仕事をこなしていくとき
- ・一人一人の悩みを見聞き、皆が親身になって考えててくれる等

ありけんだよりNo.3

29

＜職員意識アンケートの実施＞

目的：アンケート結果を参考に理念や目標づくりの参考とするため

実施期間：平成 25 年 4 月

対象者：全職員

《高知市社協職員アンケート》

全職員 192 人対象 アンケート回収枚数 138 通 回収率 71.8% (未記入含む)

Q1：市社協をイメージする色は何色ですか？よければその理由も教えてください。

青 色 21 人 …… 高知県の青空や海のイメージ、爽やかなイメージ、等

水 色 19 人 …… 清潔感、爽やかなイメージ、社協の封筒の色、等

空 色 4 人 …… 青空のような澄み切ったイメージ、爽やかなイメージ

緑 色 13 人 …… 地域と行政を繋ぐ、地域に溶け込む、優しくて力強い色、等

Q2：あなた自身が「社協職員である」と意識する時は、どんなときですか。

【地域との関わりの中で】 17 人

- ・地域の人から「相談にのって」と言われたとき ・地域の人と挨拶するとき
- ・地域に出向いて、地域の声を聞いたとき ・地域住民とのふれあいで 等

【業務の中で仲間たちと】 6 人

- ・一人でなく、皆と一緒に協力して仕事をこなしていくとき
- ・一人一人の悩み意見を、皆が親身になって考えてくれる 等

【常日頃】 3 人

- ・常に意識している ・福祉の現場において自覚と責任を持って業務に望んでいるとき

【仕事を通して】 31 人

- ・他の組織等が行うことが出来ないようなことを、社協で行っている事業等で行うとき
- ・利用者等から信頼されたとき ・訪問したときに「待ちよった」と言ってもらったとき
- ・困難事例である利用者を事業所が受け入れているとき ・名札をつけたとき 等

【他機関との関わりで】 18 人

- ・研修（会）に参加したとき ・関係機関とのやりとりで
- ・利用者や関係機関との対応時に相手側から社協職員として見られていると感じる 等

【その他の意見】 27 人

- ・新聞やニュースで「社協」の言葉が載っていたとき ・プライベートでの立ち居振る舞いでの印象
- ・誰かのために役立てていると感じたとき ・福祉に関わる状況に遭遇したとき
- ・困った人を見たとき、率先していくようになった ・健康保険証を使うとき
- ・友人から“社協”は車に例えるとトヨタだと言われたとき 等

Q3：あなたにとって、どのような地域が住みたいまち(地域)ですか？

- ・隣近所、地域と助け合い、支え合えるまち 31人
- ・隣近所、地域と挨拶や、話が出来るまち 17人
- ・隣近所、地域が家族、知人のように付き合いがあるまち、繋がりがあるまち 12人
- ・子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち 18人
- ・困ったときに頼れる、相談できる（人、場、窓口）があるまち 18人
- ・（医療、福祉、公共サービス）の充実した地域 10人
- ・スーパーや病院、文化施設、公共交通機関等が整っているまち 6人
- ・ゆるやかな見守りの中、自立した生活を守ってくれるまち 6人
- ・治安の良い街、防犯意識の高い街 5人

その他、子育てのしやすいまち、安心して暮らせるまち、自然があるまち、面白いまち、活気のあるまちなどの沢山の意見がありました。

<発行・編集>

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

〒780-0065 高知県高知市塩田町18番10号

TEL 088-823-9515

FAX 088-823-8059

E-mail : shakyo@kochi-csw.or.jp

URL: <http://www.kochi-csw.or.jp/>